

<お知らせ>

岩国飛行場に係る告示後住宅の住宅防音工事について

○ 対象となる住宅

対象となる区域	対象となる住宅
昭和53年12月28日に告示した区域 (防衛施設庁告示第20号)【85W以上】	平成4年3月28日 から 平成23年9月20日 まで に新たに建築された住宅
昭和55年9月10日に告示した区域 (防衛施設庁告示第15号)【80W以上85W未満】	

※ 対象となる区域を示した「縦覧図」は、岩国防衛事務所で自由に閲覧できます。
又は、末尾のお問い合わせ先までご連絡下さい。

○ 住宅防音工事を希望される方について

住宅防音工事の助成を希望される方は、「住宅防音工事希望届（告示後住宅）」に必要事項を記載し、中国四国防衛局又は岩国防衛事務所へ持参していただくか、中国四国防衛局へ郵送してください。

なお、ご質問などございましたら、下記へお問い合わせ下さい。

○ 住宅防音工事希望届の設置場所等について

岩国防衛事務所、岩国市役所、岩国市愛宕出張所、こども館にっこり
また、中国四国防衛局のホームページ (<http://www.mod.go.jp/rdb/chushi/>)
からもダウンロードできます。

【お問い合わせ先】

中国四国防衛局 企画部 防音対策課

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館6階

電話：082-223-7211

岩国防衛事務所

〒740-0027 山口県岩国市中津町2-15-7

電話：0827-21-6195